

永平寺町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和8年3月30日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第9号

永平寺町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年永平寺町規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項中「第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害相談支援事業所指定申請書(第1号様式)により行うものとする。」を「施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)第34条の59第1項及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第25条の26の6第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)の指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「変更」を「廃止」に改め、同条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(第2号様式)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再会届出書(第3号様式)により、それぞれ行うものとする。」を「障害者総合支援法施行規則第34条の60第2項及び第3項並びに児童福祉法施行規則第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、別記様式により行うものとする。」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定の更新の通知等)

第3条 前条の規定は、指定特定相談支援事業者等の指定の更新の申請などについて準用する。この場合において、前条第1項中「第34条の59第1項」とあるのは「第34条の59第3項」と、「第25条の26の6第1項」とあるのは「第25条の26の6第3項」と、同項及び同条第2項中「指定」とあるのは「指定の更新」と読み替えるものとする。変更の

場合も同様とする。

様式第1号及び様式第2号を削り、様式第3号を別記様式（第4条関係）とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

【様式ファイルあり】

様式第1号 削除

様式第2号 削除

別記様式(第4条関係)